令和六年四月一日から適用する。 令和二年広島県告示第八百九十六号(河川整備計画の策定)の一部を次のように改正し、広島県告示第四百十四号

令和六年四月十五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第十六条の二第一項の規定によって、一級第十六条の二第一項の規定によって、一級 第十六条の二第一項の規定によって、一級 をの関係図書は、広島県土木局道路河川 を可関係図書は、広島県土木局道路河川 管理課及び河川課並びに広島県土木局道路河川 管理課及び河川課並びに広島県土木局道路河川 で広島県北部建設事務所、広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧の が広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧の が広島県北部建設事務所に備え置いて縦貫の が は いっと	改 正 後
河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定によって、一級第十六条の二第一項の規定によって、一級画(変更)を令和二年五月二十二日に定めた。 その関係図書は、広島県土木局道路河川を明課及び河川課並びに広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所東広島支所	改正前